



ぐわい…

恒例の保育所節分行事。今年は第3保育所へ取材にお邪魔しました。子どもたちは、手には福豆、頭には鬼のお面をかぶり、完全装備で恐ろしい鬼の襲来に備えます。しぼらくすると、不気味な太鼓の音とともに赤鬼、青鬼が登場。その恐ろしい風貌に、泣きながら逃げ回る子もいれば、勇気を振り絞って豆を投げつけて戦う子も。最後は子どもたちの力が勝り、なんとか鬼を追い払うことができました。

今月の主な内容

- みんなおいでよ「ゆめほっぺ」 P 2
- 各種相談窓口を紹介します P 4
- 町職員の給与・定員 P 6
- 国民健康保険に関するお知らせ P 8
- えいごcaféをオープンします P 9
- 各種融資制度利用者に保証料を補助 P 9

vol.518

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

もう、子育てで悩まない！ みんなおいでよ「ゆめほっぺ」

子育て支援センター「ゆめほっぺ」をご存知ですか？
一昨年の10月に、中央公民館の本館1階にオープン。
以来、小さなお子さんとそのママたちが交流し、
気ままに子育ての悩みや喜びを語り合う場として多くの方にご利用いただいています。

まだ利用したことがないという皆さん、
「なんとなく入りにくい」「みんな友達になっているだろうから、輪に入れるか心配」などと考えていませんか？
でも、そんな心配はいりません。
利用者の皆さんは同じような思いを持つお母さんばかり。
3人のスタッフも、子育ての先輩として温かく利用者の皆さんと接します。
ぜひ気軽に足を運んでみてください。
毎日の子育てが、きっと楽しくなるはずですよ。

利用案内

とき〓毎週〓金
午前9時30分〜午後3時30分
ところ〓中央公民館本館1階
事務所の南隣
※利用無料、出入り自由
対象〓未就学児とその保護者
※第1〜第4園午前10時〜11時30分には、保健師による
育児相談も行っています

催しのご案内

3月4日(金)までお雛さま
(七段飾り)を飾っています
ので、一度見に来てください。
①桃の節句
折り紙でお内裏さまとお雛
さまを作ります。
とき〓3月1日(日)
午前10時〜11時30分
②絵本の読み聞かせ
とき〓3月10日(日)
午前11時〜11時15分
③ビジョンヨガでホッと一息
とき〓3月15日(日)
午前10時〜11時
持物〓バスタオル、五本指
ソックス
定員〓18人(申込先着順)
④ランチ・デー
とき〓3月24日(日)
正午〜午後1時



ゆめほっぺセンター長からメッセージ



センター長
大槻 優子 嶋田 睦子 幸山 由佳
オオツキ・ユウコ シマダ・ムツコ コウヤマ・ヨシカ

「私たちスタッフにも
どんどん
頼ってくださいね」


子育てに悩みはつきもの。
私もそうでした。でも、私が
子育てをしていた時代には、
同じような若いお母さんが近
所にもたくさんいて、子育て
の悩みや子どものしつけなど
を地域で共有することができ
ていました。
子どもが少なくなり、近所
付き合いも希薄になった現代
では、ここ「ゆめほっぺ」の
存在意義はすごく大きいと思
います。子育て世代のすべて
のお母さんにここを利用して
ほしいです。

また、妊娠中の方にも、ぜ
ひ一度覗いてもらいたいです
ね。そして、子どもが生まれ
ていろいろ悩みができた
とき、この存在を思い出して
ほしいです。子育ての悩みを
なんでも話せる友達ができれ
ば、子育てはうんと楽に、楽
しくなります。その友達づく
りの場として、ここを利用し
ていただけたら嬉しいんです。
私を含め、3人のスタッフ
にもどんどん頼ってください
ね。「子育て支援〓親支援〓
だ」と私たちは思っています。

些細なことでも、気軽に相談
してもらえたら、私たちも嬉
しいです。
まだ「ゆめほっぺ」に入っ
たことのない人にとっては、
中の人みんな仲良さそうに
見えて、入りにくく感じるか
もしれません。でも、実際は
みんなここで知り合った人ば
かり。最初入るときに、ほん
の少し勇気があるかもしれま
せんが、大丈夫。すぐに仲良
くなれますよ。皆さんのご利
用、お待ちしております。

利用者インタビュー


- Q 1 利用するようになったきっかけは？
- Q 2 利用頻度はどれくらい？
- Q 3 ゆめほっぺで友達はできましたか？
- Q 4 ゆめほっぺの魅力はなんですか？
- Q 5 利用したことのない人にメッセージを

杉本 妃佐恵さん・悠真くん 
スギモト ヒサエ・ユウマ (1歳7カ月)



A 1 公民館の前を散歩してい
るときに職員さんに声を掛けら
れて、その翌日から来るようにな
りました。
A 2 週に3〜4日。ここに来
るのは日課のような感じです。
A 3 すぐにできましたよ。
A 4 子どもも親も楽しめるこ
ろです。「離乳食、どんなの
食べさせてる？」とか「どうや
って寝かしつけてる？」とか、
ここでできたママ友達にはいろ

んなことを相談しました。
A 5 ここに来るようになって、
気持ちがすごく楽になりました。
ゆめほっぺがあって本当に良かった
と思っています。皆さんもぜひ来て
みてください。

 延尾 美保さん・夏音ちゃん
ノブオ ミホ・ナツネ (7カ月)



A 1 保健師さんが家庭訪問の
ときに教えてくださって、その
日に来ました。
A 2 風邪でもひかない限り、
毎日来ています。
A 3 すぐにできました。グル
ープとかもないので、誰でもす
ぐに仲良くなれますよ。
A 4 ここに来たらどんな子育
ての悩みも解決するし、子ども
もすごく楽しそうにしていま
す。夫との話題にも困りません。

A 5 ほかのお子さんも見れるので、「人見知りが始ま
ったかな」とか「おもちゃに興味を持つようになったな」と
か、自分の子どもを客観的に見れるようになりました。おも
ちゃなどもきちんと消毒されているので、衛生面でも安心
ですよ。



ひとりで悩まずに、まずは相談を 各種相談窓口を紹介します

厳しい不況、雇用不安が続く中、
町民の皆さんもそれぞれ不安や心配ごとをお持ちかもしれません。
相談窓口の一覧を紹介しますので、気軽にご利用ください。

問=役場代表 ☎956-2101

1 町内の相談窓口		
相談ごと (悩みごと・困りごと)	相談窓口	概要
大人の健康相談	町民健康課健康増進係 (内132~135)	体調・病気・生活習慣の改善など、健康に関すること全般について、保健師が相談を受けます。心の相談については、乙訓保健所の相談員の協力を得て相談を受けます。 とき=平日8:30~17:15 (随時)
赤ちゃん・お子さんの健康相談	町民健康課健康増進係 (内132~135)	お子さんの発育・発達・病気・育児について、保健師が相談を受けます。 とき=平日8:30~17:15 (随時)
高齢者の健康相談	老人福祉センター「長寿苑」 ☎957-1860	60歳以上の方を対象に、看護師が健康相談を受けます。 とき=毎月2回 (日時不定)
大人の栄養相談	町民健康課健康増進係 (内132~135)	栄養に関することについて、管理栄養士が相談を受けます。 とき=平日8:30~17:15 (予約制)
赤ちゃん・お子さんの栄養相談	町民健康課健康増進係 (内132~135)	お子さんの栄養や食生活について、管理栄養士が相談を受けます。 とき=平日8:30~17:15 (予約制)
子育てに関する育児相談・健康相談	子育て支援センター「ゆめほっぺ」 ☎959-9050	育児不安やお子さんの健康など、子育て全般に関する相談を受けます。 とき=子育て相談 ㊟~㊟9:30~15:30 (随時) 健康相談 毎月第1~第4㊟10:00~11:30
育児不安の相談	大山崎町保育所 ☎956-3397 第2保育所 ☎957-1120 第3保育所 ☎957-6091	町立各保育所で、保育士が子育て全般に関する相談を受けます。 とき=㊟ (㊟を除く) 9:00~16:00
児童虐待の通報・相談	福祉課児童福祉係 (内158)	近所で子どものようすがおかしいなと感じたときは、通報またはご相談ください。 とき=平日8:30~17:15 (原則、随時)
配偶者や親しい男女間での暴力(DV)相談窓口の案内	生涯学習課生涯学習係 (内222)	DVでお困りの方に、相談窓口を案内します。 とき=平日8:30~17:15 (随時)
緊急融資の相談	経済環境課経済観光係 (内243)	国指定の不況業種に該当する方で売上減少の方、取引金融機関の破たんによって金融取引に支障をきたしている方、国指定の金融機関の支店統廃合などによって借入の減少した方などを対象に、セーフティネット保証融資に関する町の認定、京都府制度融資に係る保証料助成の申請などの相談を受けます。 とき=平日8:30~17:15 (随時)
雇用・労働相談窓口の案内	経済環境課経済観光係 (内243)	仕事探しや職業訓練などの相談窓口を案内します。 とき=平日8:30~17:15 (随時)
緊急経営相談	大山崎町商工会 ☎956-4600	中小企業の経営に関する融資・記帳・申告など、幅広く経営支援員が相談を受けます。 とき=随時 (予約制。平日の夜間も可)
消費生活の相談	経済環境課経済観光係 (内247)	悪質商法や多重債務など消費生活に関するトラブルについて、専門相談員が相談を受けます。 とき=毎月第2・第4㊟13:30~15:30

貸付金の相談	社会福祉協議会 ☎957-4100	病気や失業、不測の事故などで一時的に暮らしが成り立たなくなったときや、低所得者・障害者・高齢者に対する資金の貸付金についての相談を受けます。 とき=平日8:30~17:15 (随時)
高齢者の生活相談	社会福祉協議会 ☎957-4100 地域包括支援センター ☎952-6533	高齢者のための介護保険および介護予防の制度やサービスの紹介、虐待などの相談を専門職員が受けます。 とき=平日8:30~17:15 (随時)
障害者の生活相談	福祉課社会福祉係 (内154)	障害者の身近な生活相談を、専門相談員が受けます。 とき=毎月第2㊟13:30~15:30 ※「キャンパス」「アンサンブル」「乙訓ひまわり園」では随時
困りごと相談	福祉課社会福祉係 (内151) 民生児童委員	地域福祉の担い手として福祉活動を行っているそれぞれの地域の民生児童委員が、さまざまな困りごとや心配ごとの相談を受けます。
心配ごと相談	社会福祉協議会 ☎957-4100	家庭の問題、隣近所のこと、生活困難、子育ての疑問や不安、行政に関することなど、生活上のさまざまな相談を民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員が受けます。 とき=毎月第1・第3・第4㊟13:30~15:30 ※平成23年4月以降は、第1・第3㊟に変更します
無料法律相談	福祉課社会福祉係 (内153)	相談内容は問わず、京都弁護士会の弁護士が相談を受けます。 とき=3月18日㊟13:30~16:30 (予約制) ※以後の相談日程は、決まり次第本誌などでお知らせします
暮らしと事業の行政相談会	総務課秘書広報係 (内312)	相続・遺言、公正証書、契約書、示談書などの疑問に、行政書士が答えます。 とき=毎月第3㊟13:30~16:30

2 町外の相談窓口	
相談ごと(悩みごと・困りごと)	相談窓口
こころの悩みや自傷行為に至るような相談	自殺予防いのちの電話(京都いのちの電話) ☎864-4343 とき=年中24時間 自殺ストップセンター ☎0120-556-097 とき=平日9:00~17:00 (面談相談は予約制) こころの相談電話(京都府精神保健福祉総合センター) ☎645-5155 とき=平日9:00~12:00、13:00~16:00 (予約制。個別面接あり) こころの健康相談(乙訓保健所) ☎933-1154 精神科医師による相談です。 とき=毎月第2・第4㊟14:00~16:00 (予約制)
配偶者や親しい男女間での暴力(DV)の相談	京都府家庭支援総合センター ☎531-9910 とき=毎日9:00~20:00 京都府警察本部総合相談室 ☎414-0110 とき=平日9:00~17:45
子どもの不登校・いじめなどの相談	京都府総合教育センター ☎612-3268/3301 とき=平日8:30~20:30 (予約制。来所相談可) ふれあい・すこやかテレフォン ☎612-3268または0773-43-0390 とき=年中24時間

国保加入者の皆さんへ

国民健康保険に関するお知らせ

就職や離職などで国保の資格が変われば届出を

国保加入者が、就職などでほかの健康保険（社会保険）に加入するときは、国保への届出が必要です。また、退職や、任意継続の医療保険の失効により、国保に加入するときも届出が必要です。

なお、前年の所得状況が分かる源泉徴収票や確定申告書の写しがあれば保険料の試算をしますので、ご相談ください。

届出期日直前の医療保険が失効してから14日以内
注意！届け出がないと、保険料が引き続きかかります

退職被保険者証をご利用の皆さんへ

国保の被保険者証には、通常の「一般証」（黄色）と「退職者証」（※）（緑色）があります。「退職者証」をお

持ちの方は、原則65歳の誕生日の翌月から「一般証」に移行となりますので、それまでに「一般証」を郵送でお届けします。これにより、現在2人以上で「退職者証」を利用していらっしゃる方には、「退職者証」と「一般証」で被保険者証が分かれる場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

（※）大山崎町の国保加入者のうち厚生年金や共済年金を受給している65歳未満の方およびその被扶養者で、一定の条件を満たす方の証

高齢受給者証を更新します

国保加入者で70歳～74歳の方には、被保険者証とは別に「高齢受給



者証」を発行しています。このほかに「高齢受給者証」をお持ちの方の医療機関での自己負担割合を原則1割（現役並み所得者は3割）に据え置く期間が、1年延長されました。これに伴い、受給者証を更新します。

現在の受給者証の有効期限は、原則平成23年3月31日です。新しい受給者証は3月22日以降に郵送しますので、届きましたら、住所、氏名、生年月日などに間違いがないか確認してください。

新しい高齢受給者証の有効期限

平成23年7月31日

※期限までに75歳に到達する方（後

期高齢者医療制度に異動）は75歳

の誕生日が有効期限です。そのほか、有効期限が異なる方には、期

間満了までに連絡があります

注意！3月中に新しい受給者証が

届かない場合は、至急下記までご

連絡ください。なお、国保加入者

で平成23年4月2日以降に70歳に

なる方には、それまでに案内があ

ります

福祉医療受給者証（老人）
を更新します



「高齢受給者証」と同様に、「福祉医療受給者証（老人）」を更新します。更新の対象となるのは、有効期限が原則平成23年3月31日の福祉医療受給者証をお持ちの方です。4月1日以降も引き続き利用いただける方には、3月22日以降に新しい受給者証を郵送しますので、届きましたら、住所、氏名、生年月日などに間違いがないか確認してください。

新しい受給者証の有効期限

原則平成23年7月31日

注意！3月中に新しい受給者証が

届かない場合は、至急下記までご

連絡ください。なお、有効期間が

異なる方には、期限までに連絡が

あります

問・届出先

町民健康課高齢者福祉・保険医療係
☎956-2101（内128）

経済対策を実施します

各種融資制度利用者に保証料を補助

問〓経済環境課経済観光係
☎956-2101（内243）

京都府「中小企業融資制度」

町内の中小企業者が、左記の「あんしん借換融資」「小規模企業おうえん融資」「経済変動・雇用対策融資」を京都信用保証協会の保証を得て借り入れた場合、町が保証料の一部を補助します。

対象となる融資制度	対象	対象となる借入金額	補助額	補助対象期間
京都府「あんしん借換融資」	次の要件すべてに該当する町内の中小企業者 ○本町に住所を有している方が、大山崎町内の事業所で1年以上事業を行い、かつ、継続してその事業を営むことが確実と認められる方。ただし、金融業、保険業、不動産業、証券業、純享乐的風俗営業を除く ○認定時、前年度の町民税を完納している方 ○認定時、借入金の返済成績が良好な方 ※補助金は、保証料支払い後、申請を受けて助成します	「あんしん借換融資」限度額以下の借入金	借入金に対し保証協会が徴収する保証料の1/2 ※上限50,000円	融資実行日が平成20年8月30日～平成23年3月31日のもの
京都府「小規模企業おうえん融資」		2,500万円以下		保証料を支払った日の属する年度または翌年度
京都府「経済変動・雇用対策融資」		「経済変動・雇用対策融資」限度額以下の借入金		融資実行日が平成23年3月31日までのもの

外国人と英会話を楽しもう！

えいごcaféをオープンします

caféスタッフとテーブルを囲んで、コーヒーや紅茶を飲みながら気軽に英会話を楽しんでください。caféスタッフは、全員外国人のネイティブスピーカーです。
※参加無料
とき〓3月31日
①午後1時30分～3時
②午後3時20分～4時50分
ところ〓中央公民館別館第1研修室
席数〓各回15席
※予約制ですが、席に空きがある場合は当日入店も可システム
〓1部90分の2部制です
〓テーブルは3つで、それぞれにcaféスタッフが1人つきます
caféスタッフ
〓マイケル・ブレンドン・プライスさん
〓日笠ロウエナさん
〓ジェニファー・クラフトさん
主催〓大山崎町、大山崎町国際交流協会
申込締切〓3月29日
申込方法〓▼氏名▼電話番号▼参加を希望する回（①または②）を、電話で左記まで。
問・申込先〓総務課秘書広報係
☎956-2101（内311）

京都府「不況・応急生活資金等特別融資制度」

勤務先の倒産などで離職を余儀なくされた府内に在住または在勤の方を対象に、京都府と近畿労働金庫が提携して低金利の諸融資制度を設けています。町では、これらの諸融資の利用者

を対象に、保証機関で負担される保証料の一部を補助します。
補助対象となる京都府の諸融資制度
○再就職対策資金特別融資制度
○不況・災害応急生活資金特別

融資制度
○高齢退職者生活資金特別融資制度
問（融資に関して）
近畿労働金庫長岡支店
☎953-1171